

障害児入所施設に入所する児童の成人サービスへの移行支援について

平成 24 年の児童福祉法の改正により、平成 30 年度以降は原則 18 歳以上の方は障害児入所施設に在籍できなくなります。（児童相談所長の判断により 20 歳の誕生日前までは在籍可能。）

障害児入所施設では、入所児童の成人サービス等への円滑な移行に向けて、障害福祉サービス等の体験利用等に取り組んでおりますが、体験利用にあたっては、障害支援区分認定が必要となります。

障害児入所施設に入所する児童のうち 15 歳以上の者について、児童相談所長が障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を支給決定を行う市町村に通知することとされておりますが（児童福祉法第 63 条の 2 及び第 63 条の 3）、市町村におかれましては、児童相談所長からの通知受理後は、障害支援区分認定にかかる手続き等について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

今後は、これまで以上に市町村をはじめ、児童相談所、障害児入所施設等の各関係機関が連携し、障害児入所施設に入所する児童の成人サービスへの移行にご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

施設指導グループ 佐藤

電話 045(210)4724